

各位

境港市水産商工課長
(公印省略)

「境港市事業者価格高騰対策支援金」のご案内
～燃油や原材料等の価格高騰の影響を受けた事業者への境港市独自の新たな支援金～

平素より、市政各般へのご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて境港市では、この度、燃油や原材料等の価格高騰の影響を受けた市内事業者の皆さん向けに、市独自の新たな支援金を設けました。この支援金の給付要件・給付額・提出書類等については、下記のとおりです。

業種は問いませんので、給付要件を満たす事業者の方は、令和5年1月31日(火)までに提出書類(添付しているチラシ裏面参照)を境港市水産商工課へご提出ください(郵送の場合、当日消印有効)。

記

1 給付要件

次の(1)～(7)のすべてを満たす事業者(※業種は問いません)

- (1) 境港市内に本社又は本店となる事業所を有する、中小企業者等(個人事業主含む)であること。
- (2) 燃油や原材料等の価格高騰の影響により、
令和4年4月～9月の間の連続した任意の3か月間(対象期間)の営業利益率が、
令和3年の同期間(基準期間)と比較して、5ポイント以上減少していること
(売上高の減少ではありません)。
※「連続した任意の3か月間の営業利益率」とは、例えば、5月～7月の3か月分を合計した
売上高・売上原価・販管費から算出した営業利益率をいいます。
- (3) 法人の場合は直近事業年度分の売上高が120万円以上、
個人の場合は令和3年分の売上高が60万円以上あること。
- (4) 法人の場合は直近事業年度分の法人市民税の確定申告、
個人の場合は令和3年分の事業所得を申告していること。
- (5) 境港市が給付する他の物価高騰対策に関する給付金を受給していないこと。
- (6) 境港市税に滞納がないこと。
- (7) 今後も事業を継続する意思があること。

2 給付額

一事業者につき、法人：10万円・個人5万円(一律)

3 提出書類など

別添のチラシでご確認ください。

【問い合わせ・提出先】

〒684-8501 境港市上道町3000番地
境港市水産商工課 商工振興係
電話：0859-47-1056
担当：押本・渡邊